

第388回長野県農業会議常任議員会議の概要

平成25年1月15日（火）に長野市の「JA長野県ビル」において第388回長野県農業会議常任議員会議を開催しました。

概要は次のとおりです。

記

1 農地法に基づく審議（資料①・②）

農地法第4条第3項及び第5条第3項の規定による長野県知事等からの諮問案件について審議した結果、すべて「許可相当」として意見答申することを決定しました。

（1）農地法第4条第3項の規定による意見答申件数、面積

	件数	田（㎡）	畑（㎡）	計（㎡）	備考
県 計	38	1,850.00	15,804.26	17,654.26	
対前月比	95.0%	31.9%	91.6%	76.6%	

（2）農地法第5条第3項の規定による意見答申件数、面積

	件数	田（㎡）	畑（㎡）	計（㎡）	備考
県 計	239	86,169.38	117,453.79	203,623.17	
対前月比	120.1%	146.1%	155.0%	151.1%	

2 協議事項

（2）県総合5カ年計画（原案）について（資料③）

（3）農業者年金基金法の改正への意見等について（資料④）

3 報告事項

（1）農地法第4条及び第5条の規定による意見諮問に関する議案書の記載について（資料⑤）

（2）特定遺贈による農地の権利移動について（資料⑥）

（3）農地の利用状況調査について（資料⑦）

4 研究検討

テーマ「（財）長野県農業開発公社の平成25年度以降の事務処理等について」

5 出席者及び配布資料（別紙のとおり）

長野県農業会議 総務・情報部

担当：中島健貴 土屋剛志

電 話：026（234）6871

FAX：026（235）2454

Eメール：24nakaji@nca.or.jp

第388常任会議員会議 出席者名簿

日時:平成 25年1月15日

午後1時35分から

場所:長野市・JA長野県ビル「12A会議室」

会議員在籍者 27名、出席 23名

○印は出席者

氏名			
役員	(会 長) 23 石田治一郎	(副会長) 13 小山 英壽 ○	(副会長) 24 望月 雄内 ○
常任会議員	1 市川 覚 ○	2 寺島 秀勝 ○	3 伊藤 忠治 ○
	4 平出 藤陽 ○	5 田中 哲雄 ○	6 中山 將英 ○
	7 織田 豊實 ○	8 原 知 ○	9 板花 守夫 ○
	10 宮田 哲二 ○	11 橘田 今朝幸○	12 越 吉廣 ○
	14 高橋 幸造 ○	15 松永 晋一 ○	16 大槻 憲雄 ○
	17 小山 邦武	18 芳坂 榮一	19 佐藤 重雄 ○
	20 萩原 正明 ○	21 市川 貞一郎 ○	22 小松 正俊 ○
	25 埴橋 茂人 ○	26 花岡 利夫	27 古畑 美和子 ○
		28 —	29 —
県	県農業政策課 農業団体・共済係 杉山補佐、中澤主査		
事務局	宮島事務局長、堀内部長、吉田部長、福島参事兼部長、中島部長代理、森住部長代理、神林次長、山際次長、土屋係長、塩入係長、徳竹主事、倉田審議役		

第388回長野県農業会議常任議員会議次第

日 時 平成25年1月15日(火)

午後1時35分から

場 所 長野市「JA長野県ビル12A会議室」

1 開 会

2 挨拶

3 会務報告

4 議長就任

5 議事録署名人指名

6 審 議

第1号議案

農地法第4条第3項の規定による意見答申について

第2号議案

農地法第5条第3項の規定による意見答申について

7 協議事項

(1) 県総合5カ年計画(原案)について

(2) 農業者年金基金法の改正への意見等について

8 報告事項

(1) 農地法第4条及び第5条の規定による意見諮問に関する議案書の記載について

(2) 特定遺贈による農地の権利移動について

(3) 農地利用状況調査について

9 研究検討

「(財)長野県農業開発公社の平成25年度以降の事務処理等について」

10 その他

11 議長退任

12 閉 会

主 要 会 務 報 告

(平成24年12月17日開催の常任会議員会議以降)

1 主催会議

(1) 総務・情報関係

12月17日	常任会議員会議	(松本市)
1月11日	県農業委員会事務研究会拡大理事会	(長野市)

(2) 農政・農地関係

1月10日	地区審議会	(上田市、諏訪市、松本市、中野市)
-------	-------	-------------------

(3) 担い手・経営・農業者年金関係

12月19～20日	農の雇用現地調査	(24経営体)
1月8日	県鉢花園芸組合役員会	(長野市)
1月11日	アグリフォーラム2013第2回実行委員会	(長野市)

2 系統組織等の会議

12月18日	第3回飯田市農業者年金協議会理事・事務局担当者会議
12月20日	御代田町農業委員会農業者年金研修会

3 その他の会議

12月20日	県農業改良協会理事会
12月21日	県農村女性フェスティバル
12月25日	就農計画認定委員会
1月10日	第3回長野県農村女性の活躍を図るアクションプラン検討委員会
1月11日	遊休農地活用功績者表彰審査会

4 要請

要望	要望内容	要望先
12月19日	農地法第4条及び第5条の規定による意見諮問に関する議案の記載について	長野県農政部長

農地法第4条第3項の規定による意見諮問件数一覧表

(1) 県(地方事務所)許可

(平成25年1月)

地 方 事 務 所 名	件 数	面 積 (㎡)			備 考
		田	畑	計	
佐 久	6	0.00	4,598.35	4,598.35	東信
上 小	2	142.00	939.00	1,081.00	
諏 訪	8	0.00	2,847.00	2,847.00	南信
上 伊 那	2	1,001.00	36.00	1,037.00	
下 伊 那	5	31.00	1,834.91	1,865.91	
木 曾	2	0.00	329.00	329.00	中信
松 本	3	0.00	880.00	880.00	
北 安 曇	0	0.00	0.00	0.00	
長 野	3	255.00	1,163.00	1,418.00	北信
北 信	1	421.00	0.00	421.00	
合 計	32	1,850.00	12,627.26	14,477.26	

(2) 市町村許可

市町村名	件 数	面 積 (㎡)			備 考
		田	畑	計	
上 田 市	3	0.00	1,481.00	1,481.00	東信
辰 野 町	0	0.00	0.00	0.00	南信
箕 輪 町	1	0.00	660.00	660.00	
南箕輪村	0	0.00	0.00	0.00	
王 滝 村	0	0.00	0.00	0.00	中信
飯 綱 町	0	0.00	0.00	0.00	北信
中 野 市	2	0.00	1,036.00	1,036.00	
合 計	6	0.00	3,177.00	3,177.00	

(3) 地区別内訳

地区名	件 数	田	畑	計	備 考
東 信	11	142.00	7,018.35	7,160.35	
南 信	16	1,032.00	5,377.91	6,409.91	
中 信	5	0.00	1,209.00	1,209.00	
北 信	6	676.00	2,199.00	2,875.00	
合 計	38	1,850.00	15,804.26	17,654.26	
前月合計	40	5,799.06	17,251.69	23,050.75	
対先月比	95.0%	31.9%	91.6%	76.6%	

農地法第5条第3項の規定による意見諮問件数一覧表

(1) 県(地方事務所)許可

(平成25年1月)

地 方 事務所名	件 数	面 積 (㎡)			備 考
		田	畑	計	
佐 久	43	7,586.08	32,346.73	39,932.81	東信
上 小	5	0.00	3,464.16	3,464.16	
諏 訪	27	3,690.00	19,443.26	23,133.26	南信
上 伊 那	28	12,331.30	8,987.00	21,318.30	
下 伊 那	41	28,897.00	17,926.39	46,823.39	
木 曾	3	0.00	856.00	856.00	中信
松 本	14	2,698.00	2,368.42	5,066.42	
北 安 曇	2	10,008.00	0.00	10,008.00	
長 野	28	10,363.00	12,455.03	22,818.03	北信
北 信	2	0.00	207.00	207.00	
合 計	193	75,573.38	98,053.99	173,627.37	

(2) 市町村許可

市町村名	件 数	面 積 (㎡)			備 考
		田	畑	計	
上 田 市	17	961.00	6,404.80	7,365.80	東信
辰 野 町	2	402.00	314.00	716.00	南信
箕 輪 町	4	1,273.00	0.00	1,273.00	
南箕輪村	12	3,104.00	1,771.00	4,875.00	
王 滝 村	0	0.00	0.00	0.00	中信
飯 綱 町	0	0.00	0.00	0.00	北信
中 野 市	11	4,856.00	10,910.00	15,766.00	
合 計	46	10,596.00	19,399.80	29,995.80	

(3) 地区別内訳

地区名	件 数	田	畑	計	備 考
東 信	65	8,547.08	42,215.69	50,762.77	
南 信	114	49,697.30	48,441.65	98,138.95	
中 信	19	12,706.00	3,224.42	15,930.42	
北 信	41	15,219.00	23,572.03	38,791.03	
合 計	239	86,169.38	117,453.79	203,623.17	
前月合計	199	58,964.40	75,797.12	134,761.52	
対先月比	120.1%	146.1%	155.0%	151.1%	

長野県総合5か年計画（原案）について

平成25年1月15日 長野県農業会議

1 「長野県総合5か年計画（原案）」とは

長野県では、急激な社会・雇用情勢の変化に的確に対応し、夢と希望の持てる県づくりの方向性を明らかにするため、新たな総合5か年計画（期間：H25～H29年度）の策定作業を進めている。

このたび、「長野県総合5か年計画（原案）」がまとまり、その内容について広く意見を募集している。

2 計画（原案）の主なポイント

- （1）基本目標に「確かな暮らしが営まれる美しい信州」を掲げ、県民とともに実現。
- （2）今後5年間の政策推進の基本方針3つ掲げ、部局横断的な9つのプロジェクトに32指標、施策の総合的展開に110指標の数値目標を設定。
- （3）プロジェクトの目標を達成するため、「アクション」を策定するとともに、県民にお願いしたいことを「県民の皆様へ」として、新たに明示した。

【農業関係の主な達成目標】

指標名	現状	H29年度目標	備考
農業農村総生産額	2,908億円 (H22年度)	3,050億円	農産物産出額と農業関連産出額の合計額
企業的農業経営体等の数	7,939経営体 (H22年度)	9,000経営体	高い技術と経営力を持つ農業経営体の数
耕地面積	111,200ha (H22年度)	109,000ha	農作物の栽培を目的とする土地の面積
遊休農地の再生・活用面積	393ha (H22年度)	600ha	年間に再生・活用される遊休農地の面積
都市農村交流人口	546,544人 (H22年度)	600,000人	農業体験などで県内を訪れる都市住民の数
ニホンジカによる農林業被害の減少市町村の割合	50% (H23年度)	100%	ニホンジカによる農林業被害がH22年度より減少した市町村の割合

3 長野県農業会議の意見集約の考え方

本年度実施した「阿部知事への建議」並びに、農業委員大会の「要請決議」が、市町村農業委員会の意見を集約しているため、これらの内容が計画（原案）に網羅されているかを検証し、盛り込まれていない項目を当会議の意見として提出する。

（1）阿部知事への建議(10項目)

- ①地産地消による地域コミュニティの再生
- ②県民参加と支援による農村支援制度の創設
- ③“健康農業”による健康寿命の向上
- ④農村資源を活用したエネルギーの自給戦略
- ⑤都市と農村を行き交わる”観光・移住・定住農業”の推進
- ⑥長野の“ものづくり力”を結集した技術開発と生産力強化
- ⑦グリーンケア農業へのチャレンジ
- ⑧住民参加による災害に負けない態勢づくり
- ⑨地域ぐるみの鳥獣害防止活動
- ⑩遊休農地の新たな利活用による“憩いの場づくり”

（2）第58回農業委員大会の要請決議(県関連5項目)

- ①担い手・経営対策 ②農地の有効利用 ③農村振興対策
- ④鳥獣被害対策の強化 ⑤食の安全性の確保

4 長野県総合5か年計画に対する意見（案）

（1）県民参加と支援による農村支援制度の創設

農村風景を守り維持している農家を支援するため、県民からの財源援助により、農家のセーフティネットを整備し、農家が将来に渡って営農ができ、子育てや介護など、安心して農村に暮らし続けられる農村支援制度が求められています。

【具体的な施策】

農家が集落で果たしている自治機能を公的活動として捉え、美しい農村景観を維持している農家を支援する財源として「農村支援県民税」を創設し、農家の所得を補償する“農村保全給付金”制度を導入するなど、農村の環境保全に貢献している農家の仕事を公的に評価する新たな仕組みづくりが必要です。

9プロジェクト

(①次世代産業創出、②農山村産業クラスター形成、③環境・エネルギー自立地域創造、④健康づくり・医療充実、⑤雇用・社会参加促進、⑥誇りある暮らし実現、⑦活動人口増加、⑧教育再生、⑨信州ブランド確立)

③ 環境・エネルギー自立地域創造プロジェクト

アクション4

(安定的な農業生産の確保)

県民の生きる糧である食を守るため、安定的な農業生産を確保するとともに、地産地消の取組を推進します。

主な取組

- 農業への参入者の誘致・育成、農業後継者に対する経営継承の支援、企業の農業への参入促進などにより、農業の担い手を確保します。
- 農業法人や集落営農組織など、将来にわたって安定的に農業生産を行う企業の農業経営体を育成します。
- 農産物の販売を見据えた遊休農地の再生・活用、担い手への農地の集積などにより、効率的で継続的な農地の利用を推進します。
- 豊かな信州の風土から生まれた県産農畜産物への関心と理解を深めるとともに、消費者と生産者とのつながりの強化を図ります。

県民の皆様へ

- ・地元で生産された農畜産物を普段から積極的に消費しましょう。
- ・農業者の皆様は、大切な農地を守り続けてください。自ら耕作できないなど農地の利用でお困りの方は、市町村農業委員会などへ相談し、担い手へ農地を引き継いでください。また、経営規模の拡大などに取り組む方は、遊休農地の活用に協力してください。

達成目標

指標名	現状	目標 (平成29年度)	備考
発電設備容量でみるエネルギー自給率	61.4% (H22年度)	70.0%	県内全ての再生可能エネルギー*による発電設備の容量(発電能力)を県内の最大電力需要で除した数値。電力需要のピークに対する県内の全発電施設が100%稼働した場合の比率(理論値)を示す。 [自然エネルギーの発電設備導入動向やH23年度の節電実績等を参考に設定]
耕地面積	111,200ha (H22年度)	109,000ha	農作物の栽培を目的とする土地の面積 [過去の動向を踏まえ、遊休農地の再生・活用により減少割合を抑えることを目標に設定]
遊休農地の再生・活用面積	393ha (H22年度)	600ha	年間に再生・活用される遊休農地の面積 [現状の5割強の増加を目標に設定]

全国農業会議所 担い手・経営対策部 行

E-mail:s_ku FAX:03-3261-5131

「農業者年金制度・運用の改善に向けた検討について(未定稿)」への意見等について

都道府県名: 長野県農業会議

記入者名: (山際義人)

1. 「通常保険料の納付下限額の特例的な引き下げ」について

実現に向けた取り組みをお願いしたい。ただし、制度の複雑化が懸念されるため、加入対象者の理解が得やすいよう、要件や制度の整理をお願いしたい。
また、通常保険料の納付下限額の引き下げについては、特例ではなく1万円に下げ期限を設けずに変更すべきとの意見が多く寄せられているので、検討して頂きたい。

2. 「政策支援対象者への直系卑属(後継者)の配偶者の追加」について

実現に向けた取り組みをお願いしたい。

3. 「裁定前に死亡した場合の死亡一時金の納付済み保険料総額の支給」について

実現に向けた取り組みをお願いしたい。

4. 「国民年金に任意加入する期間の農業者年金への任意加入」について

実現に向けた取り組みをお願いしたい。

5. 「承認申請書を提出した時点での青色申告者としての認定」について

実現に向けた取り組みをお願いしたい。

6. その他農業者年金制度に関することについて

- 1 基金が行う保険料の運用に対して、不安を感じている者がいるため、より安全で信頼される仕組み作りに、引き続き取り組んで頂きたい。
- 2 加入しやすい制度改正に取り組むとともに、基金へ提出する各種申出書等の整理・統合など、事務の簡素化に取り組んで頂きたい。

1.「通常保険料の納付下限額の特例的な引き下げ」について

委員会名	意見等
小諸市	現在の納付下限額2万円の支払は難しいとの声は受付では聞かれなかった。現状のままで良いのではないか。
佐久市	提案のとおり希望する。
小海町	農業所得が低下しているので、保険料の下限額の引き下げは必要である。
上田市	特定の条件に該当する者のみを対象とした下限額の改定であり、制度の複雑化が懸念される。加入者や、加入を検討している人たちに「農業者年金は複雑でわかりにくい」といった印象を与えるおそれがあり、慎重な検討をお願いしたい。
東御市	納付下限額を5年間に限り引き下げ、必要な年金水準の確保が可能であれば特例的な引き下げを考えてもいいと思われる。
諏訪市	異議なし。
原村	確定拠出型年金であり、現時点での農業経営状態(家計)と将来への備えを加入者自らが考えて掛金を決めればいいので、現行の最低2万円を1万円に期限を設けず変更するべきと考えます。
宮田村	5年間に設定した理由は何か。
飯田市	○老後の安定的な年金水準を確保することは必要だが、国民年金掛金にプラス2万円の負担ができないとしたら、老後の生活の補填はできない。農家のためなら納付下限額を下げ加入しやすくすべきだ。 ○納付額の引下げは良いが、期限は設けない方が良いと思われる。 ○推進していく中で「2万円は大変だ」という意見が数件寄せられている。下限を1万円程度にすると、さらに普及が拡大すると思われる。 ○保険料引き下げについては、推進もやりやすいし、加入者も増えると思う。 ○掛金負担時は大変かと思いますが、受給時のことを考えれば改善案位が妥当と思われる。 ○賛成いたします。 ○国民年金との併用での負担額は、現状の農業経営の中では支出が大きく経営面的に大変である。加入しやすい状況をつくることにより、加入者の増大もはかれるのではないか。 ○農業経営の悪化により、年金に目を向けてなかった者にも朗報。基金の経営と金利に問題がなければ底辺の拡大に向け、取り組んで欲しい。 ○新規加入者のためにもお願いしたい。
王滝村	納付下限額2万円は高いと感じられる。可能であれば1万円に下げる事で加入者の増加にもつながると思われる。今回は特例的と言う事だが解りやすい要件を希望する。
塩尻市	国民年金と合わせると下限額(月額2万円)の負担が重いとの意見がよく聞かれる。加入当初の5年間限りでは、直ちに加入に結びつかないと思われる。このため、期限を設けない方が良いと思われる。
長野市	より加入しやすい制度であるほうが、若年層を中心に加入増につながると思われる。保険料負担のみを考慮した場合、特例的な引き下げではなく下限額を1万円をすることも検討されたい。
千曲市	制度上良いと思うが、特例とせず1万円又は千円単位の納付も検討いただきたい。
坂城町	検討内容のとおり必要である。
小川村	加入推進を行う上で、納付下限額の引き下げは、有効であると考えます。期限付きではあるが是非、実現していただきたい。
飯綱町	賛成する。
木島平村	加入者の状況を考慮すると、特例的な引き下げは妥当と考えます。

2.「政策支援対象者への直系卑属(後継者)の配偶者の追加」について

委員会名	意見等
小諸市	女性農業者も増えているので、国庫補助の対象者に追加していただきたい。
佐久市	提案のとおり希望します
上田市	賛同する。
東御市	直系卑属の配偶者の追加により加入者数も増加すると思われるので賛成である。
諏訪市	賛同する。
原村	若い後継者に意欲を持って農業に取り組んでいただくうえでも女性の参画は必要性が高いのでぜひ追加すべきと考えます。
宮田村	賛同する。
飯田市	○女性農業者の地位向上と意欲向上のためにも追加を希望する。 ○ぜひ追加していただきたい。 ○賛成する。 ○農業経営の中で女性の役割は大きい。手厚い支援をお願いします。 ○実質、龍江地区では嫁も一緒にりんご農家として立派な担い手となっている。ぜひ行って欲しい。(要望もある)
豊丘村	以前から要望があるため、早い制定をお願いしたい
塩尻市	家族経営協定の推進からも直系卑属の後継者の配偶者を国庫補助の対象者に追加することは必要かと思われる。
長野市	農業で食べていくことにまだ不安がある後継者夫婦に対し、社会的に支援されていると言う安心感を与えることにも繋がるため別紙2に同意する。
千曲市	加入者拡大からも追加検討願いたい。
坂城町	検討内容のとおり必要である。
小川村	加入推進を行う上で有効である
飯綱町	賛同する。
木島平村	追加は妥当と考える。

3.「裁定前に死亡した場合の死亡一時金の納付済み保険料総額の支給」について

委員会名	意見等
小諸市	年金制度は農業者にとって、とても良い制度である。受給者が損をしない制度は必要である。
佐久市	その様に希望します
上田市	賛同する。
東御市	確定拠出年であるので納付した保険料の総額を死亡一時金として支給する必要がある。
諏訪市	賛同する。
原村	加入推進でも農業者年金の最大のメリットとして確定拠出型であり掛け損はないと説明しているため、死亡一時金の総額支給は必要と考える。
宮田村	賛同する。
飯田市	○支給する仕組みが良いと思われる。 ○農業者年金は受給前の死亡一時金の額が納付額を大きく下回る。推進時のネックになっており、見直してほしい。 ○普及推進上も説明していくと一時金の下回ることがデメリットとなるので改善を望みます。 ○ぜひ実現できるよう要望する。 ○デメリットの一つだったため、保険料総額の支給となるよう改善を望む。 ○加入者推進時にも説明しやすくなるため賛成する。 ○賛成する。 ○現行の制度は積立型である。自分の積み上げた分に対しては支給があってもよいと思う。 ○2のとおり、推進の時にもネックになっている。1と同様、経営上クリアできる問題であれば少しでも差額がないよう願う。
塩尻市	加入推進時に掛け損はしないのかとよく聞かれる。裁定前に亡くなった場合、納付済みの保険料が総額支給されとなれば、加入推進もしやすくなると思われる。
長野市	裁定前に死亡した場合に、納付保険料額以下になってしまう可能性がある現行制度では、JA職員としては裁定前の死亡でも保証制度があるJA共済のほうが推進しやすくなるため、加入対象者の不安を無くす意味でも別紙2に同意する。
千曲市	少なくとも支給額が納付額を下回らないよう改正してもらいたい。
坂城町	検討内容のとおり必要である。
小川村	加入推進を行う上で有効である
飯綱町	賛同する。
木島平村	積み立て方式と説明しているので、加入者は積み立てた分は貰えると思っている。保険料総額の支給は妥当と考える。

4.「国民年金に任意加入する期間の農業者年金への任意加入」について

委員会名	意見等
小諸市	賛同する。
佐久市	その様に希望します
上田市	賛同する。
東御市	加入者の増加が見込まれるので賛成である。
諏訪市	賛同する。
原村	農業には定年制度はなく、65歳でも現役で働いている人がほとんどであるため、任意加入できるようにする必要があると考えられる。
宮田村	賛同する。
飯田市	○掛金を払込みできる間は加入できるようにした方がよいと思う。 ○ぜひ任意加入できるよう希望する。 ○加入者の希望でもあり妥当と思います。 ○賛成する。 ○高齢化社会に対する取組みとして大切である。 ○任意加入ができるのであれば、経済的、体力的に問題のない者は少しでも上乗せをするニーズはあるのではないかと
豊丘村	年金制度の支給引き上げに伴い、希望者には加入を原案どおりお願いしたい
塩尻市	任意加入できる事は良いと思われるが、政策支援を受けられるよう検討願いたい。
長野市	別紙2に同意する。
千曲市	国民年金と同様な措置としてもらいたい。
坂城町	検討内容のとおり必要である。
小川村	加入推進を行う上で有効である
飯綱町	賛同する。
木島平村	積み立て方式と説明しているので、加入者は積み立てた分は貰えると思っている。保険料総額の支給は妥当と考えられる。

5. 「承認申請書を提出した時点での青色申告者としての認定」について

委員会名	意見等
小諸市	賛同する。
佐久市	その様に希望します
上田市	賛同する。この項目が実現された際には区分4の存在意義が薄れると考えられるので、同時に区分の整理統合を希望する。
東御市	政策支援が受けやすくなるので賛成である。
諏訪市	賛同する。
原村	要件のハードルを引下げる必要があると考えられる。
宮田村	賛同する。父親名義での申告を翌年から継承するケースもあり現行制度に不自然な点もある。
飯田市	○提出した時点で良いと思う。 ○賛成する。 ○農業者自身の事務的処理を確実にしておくことが承認までの間、必要であり、認可手続きの早急な手続きを行ってもらうことも必要である。
塩尻市	青色申告の承認申請が却下の処分がなされた場合の規定等を設ければ「青色申告承認申請書」を提出した時点で、政策支援区分の1を満たしたものとしてよいと思われる。
長野市	この制度に基づき政策支援を受け、保険料を納付した後、青色申告の承認申請が却下され、国庫補助分を返納することになる可能性があるとしたら、現行のままでよいのではないか。
坂城町	検討内容のとおり必要である。
小川村	賛同する。
飯綱町	賛同する。
木島平村	追加は妥当と考えられる。

6. その他農業者年金制度に関することについて

委員会名	意見等
小諸市	加入しやすくなり、損もしないという制度変更ならば良いが、制度を変えたことによって年金制度が揺るぐようなことがあっては困る。農業者が安心して加入できる制度の維持をしていただきたい。
佐久市	保険料の運用が、債券や株主が主になっており、将来に不安がある。自治体への低利の貸付ができる仕組みを要望する。
富士見町	通常業務をする中での年金業務は、担当者が異動するため制度を理解するには難しい事が多くある。受給者からの相談の都度、県へ確認をさせて頂いているが、今後も同様な対応をお願いしたい。
飯田市	○1から5に限らず、受給者、待機者ならびに今後加入される方々が有利になるような改善であれば良いと思われる。 ○農業者の平均寿命は一般の全国平均よりかなり高い。80歳までの保障はあるが、試算の段階で掛け損となるケースが多い。平均寿命の見直しが必要ではないか。 ○加入推進時に、掛金が高いとよく言われるため、掛金の引下げをお願いしたい。 ○異動申出書等の手続きが簡易になる事を希望します。 ○担い手、若い世代に信頼される農業者年金制度を望みます。 ○推進用の個別の設計書ができると良い。また、挨拶文や加入方法等の補足資料も欲しい。 (常に口頭のため)
王滝村	少しでも分かりやすい制度改正を望む。
塩尻市	旧農業者年金で経営移譲し10年が経過した時点で、移譲した農地を特定処分対象農地から除外してほしい。
長野市	主に若年層(30、40代)に向け、より大々的にPRをしてはどうか。新規就農者が安心して就農することにも繋がると思われる。
千曲市	加入し易い制度改革を行う事と併せて、事務の簡素化及び加入者に理解しやすい制度への改正するよう希望する。
飯綱町	農業後継者の担い手の確保、育成が課題だと考えると、改善策としては不十分。付利利率2.3%として試算することも将来の支給額について懸念があると感じられる。(JA)



24長農会議第201号
平成24年12月 4日

市町村農業委員会長 様

長野県農業会議
会長 石田治一郎
(公印省略)

「農業者年金制度・運用の改善に向けた検討（未定稿）」に対する意見等について（依頼）

日頃から農業者年金業務につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、全国農業会議所等では現在、別紙写しのとおり農業者年金制度等の改善に向けた検討を行っており、「別紙1の5」で最終的な取りまとめを予定しています。

つきましては、ご多忙中大変恐縮ですが、管内の農業者年金協議会及びJAと相談のうえ本検討に対する意見を、下記により県農業会議担い手・経営・年金部までメール・FAX等で報告いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 提出様式 別紙4
- 2 提出期限 平成25年1月8日（火）
- 3 その他 検討内容は別紙1を参考にしてください。

担い手・経営・年金部 (参事)福島公夫 (担当)山際義人 TEL026-234-6871 FAX026-235-2454 E-mail 24yamagi@nca.or.jp



24会議所発第711号
平成24年11月30日

都道府県農業会議会長 殿

全国農業会議所
会長 二田孝治
(公印省略)

「農業者年金制度・運用の改善に向けた検討について（未定稿）」の送付等について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

農業者年金制度の普及・業務指導および加入推進目標の実現に向けた取り組みにつきまして、格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記文書につきましては、「平成24年度農業者年金担当者・相談員会議」（平成24年4月25日開催）に提出し、ご意見等をいただいた後、「農業者年金に関する有識者会議」（「別紙3」参照）の委員からの指摘等を反映させて作成したものであります。

今後は、「別紙1の5」に記載されているスケジュールで、最終的なとりまとめとしていきたいと考えておりますが、現段階で各県からのご意見等をいただいたうえで、来年1月下旬に開催予定の「農業者年金検討会・農業者年金に関する有識者会議拡大会合」に提出したいと存じます。

つきましては、ご意見等がございましたら、下記によりご送付いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 記入様式 別紙4（エクセルファイル）
2. 送付期限 平成25年1月16日（水）
3. 送付先 電子メールアドレス：s_kurotani@nca.or.jpまたはFAX番号03-3261-5131まで

〔この件に関する問い合わせ先〕

全国農業会議所担い手経営対策部：黒谷

電話03-6910-1124 FAX03-3261-5131

Eメール：s_kurotani@nca.or.jp

(別紙 1)

農業者年金制度・運用の改善に向けた検討について(未定稿)

平成24年11月30日
全国農業会議所

I. 制度・運用の改善を検討する理由・事項

1. 平成14年の新制度スタートから10年が経過する間に、農家経済の悪化、他の公的年金制度の見直しなど、農業者年金制度をめぐる環境が変化していること。
2. 平成23年に当面の目標であった「新規加入者10万人突破」は達成されたが、加入推進の現場からは、更なる加入推進に向けて、制度・運用の改善を求める意見・要望が寄せられていること。
3. 「10年・10万人」を契機として、環境の変化に対応し、加入推進の現場の努力に報いるためにも、『農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資する』という法律の目的規定に則し、かつ、農業政策の現状・方向性に照らし合わせ、『より良く！より入りやすく！』という視点に立って農業者年金を今日的に検討し、農業者および関係者に歓迎される制度・運用の改善につなげる必要があること。
4. 主要な改善事項については、次のとおり（別紙1）。
 - (1) 通常保険料の納付下限額の特例的な引き下げ
 - (2) 政策支援対象者への直系卑属（後継者）の配偶者の追加
 - (3) 裁定前に死亡した場合の死亡一時金の納付済み保険料総額の支給
 - (4) 国民年金に任意加入する期間の農業者年金への任意加入
 - (5) 承認申請書を提出した時点での青色申告者としての認定
5. 検討内容については、次の会議等における意見集約等を経て、「農業者年金の制度・運用の改善に関する農業委員会系統組織のとりまとめ」とする。
 - (1) 平成24年度農業者年金加入推進セミナー（平成24年12月5日）
 - (2) 農業者年金に関する有識者会議（別紙3）（平成24年12月下旬予定）
 - (3) 農業者年金検討会（別紙3）・農業者年金に関する有識者会議拡大会合（平成25年1月下旬予定）
 - (4) 都道府県農業会議事務局長会議（平成25年2月5日）
 - (5) 都道府県農業会議会長会議（平成25年2月13日）

Ⅱ. 農家経済の状況変化と農業政策の展開方向

(1) 農家経済の悪化

平成22年は農業者戸別所得補償制度の導入により、農家所得はやや持ち直したものの、現在の統計調査体系が接続する16年以降を見ると、農家世帯の経済状況は、悪化の一途をたどっている。

主業経営体（旧主業農家）の家計は恒常的に赤字であり、また、農外所得が農業所得を上回る農業経営体（旧販売農家）も赤字に転落している状態である。

表1 農家経済の推移等						
農 家 世 帯						
	農業経営体			主業経営体		
(単位:千円)	平成16年	平成21年	平成22年	平成16年	平成21年	平成22年
総所得	5,083	4,566	4,660	5,732	5,549	6,059
農業所得	1,267	1,048	1,230	4,381	4,386	4,761
農外所得	2,241	1,685	1,610	412	340	424
年金等の収入	1,575	1,833	1,820	939	823	874
租税公課諸負担	743	690	678	820	915	912
公課諸負担	302	247		323	365	
可処分所得	4,340	3,876	3,982	4,912	4,634	5,147
家計費	4,216	4,095	4,047	4,998	5,110	5,156
家計収支戻	124	▲ 219	▲ 65	▲ 86	▲ 476	▲ 9
【参考】						
	認定農業者のいる経営体			勤労者世帯(2人以上)		
(単位:千円)	平成16年	平成21年	平成22年	(単位:千円)	平成22年	
総所得	6,863	5,725	6,409	実収入	6,248	
農業所得	5,182	3,732	4,118	勤め先収入	5,824	
農外所得	1,035	973	1,266	その他収入	424	
年金等の収入	646	1,020	1,025			
租税公課諸負担	1,055	940	952	非消費支出	1,089	
公課諸負担	427	379		公的年金保険料	299	
可処分所得	5,808	4,785	5,457	可処分所得	5,159	
家計費	5,597	4,896	5,009	家計費	3,820	
家計収支戻	211	▲ 111	448	家計収支戻	1,339	

資料:農林水産省「経営類型別経営統計」、総務省「家計調査」より作成

(2) 農業政策の展開方向

農業政策は、①農業者戸別所得補償制度の導入や6次産業化の推進、②人・農地プランの作成、③青年就農給付金の創設など、「農業所得の確保・増大」「新規就農者の倍増と青年就農者の定着支援」「地域を支える担い手づくり」などを目指した施策が展開されている。

Ⅲ．検討する事項とその考察

１．通常保険料の納付下限額の特例的な引き下げ

(政令第12条、13条、17条関係)

新規就農者など経営の安定が当面見込めない40歳未満の者または20年加入要件を満たせずに、政策支援を受けられなかった40歳以上の者について、独立行政法人農業者年金基金が認めた場合に、月額2万円の保険料納付下限額を加入当初の5年間に限り1万円とする。なお、この場合の政策支援については、現行の金額を補助率に置き換えたものと同一とする。

(1) 納付下限額（月額2万円）の考え方

35歳で加入、25年間保険料を納付し、65歳で受給を開始するケースを標準として、平成13年改正前の旧制度における年金水準を確保できるよう設定された額である。平成13年の通常保険料は20,440円、特定保険料（35歳未満の者に適用）は14,590円であった。

(2) 保険料負担能力と必要な年金水準

農家経済の悪化により、農業者の保険料負担能力は、新制度のスタート時と比べて大きく低下しているが、一方で、①老後の生活の安定に必要な年金水準の確保、②政策支援における国庫補助、③厚生年金との比較等の観点から、現行の納付下限額（月額2万円）は、適当な水準であるといえる。

※ 国民年金に20歳で加入し60歳までの40年間保険料（月額1.5万円）を納付すると年額80万円（月額6.6万円）の国民年金となり、夫婦2人で160万円（月額13.2万円）。夫だけが農業者年金に加入し20歳から60歳までの40年間、月額2万円の保険料を支払い、付利率年2.3%として試算すると年額90万円（月額7.5万円）となる。夫婦2人の国民年金と夫の農業者老齢年金を合わせると年額250万円（月額21万円）となる。サラリーマンの場合、夫が厚生年金に40年間加入し、妻が専業主婦（国民年金第3号被保険者）のモデルケースでは夫婦2人の年金は年額280万円（月額23万円）である。夫婦2人が最低の日常生活を送るために必要な生活費は、月額22.3万円（公益財団法人生命保険文化センター「生活保障に関する調査」・平成22年度）となっている。

(3) 納付下限額の特例的な引き下げの必要性

通常保険料の納付下限額（月額2万円）は変更せずに、「国民年金と合わせると負担が重い」「少しでも国民年金に上乗せできればいい」などといった意見等に応え、国民年金の上乗せ年金としての性格や保険料の国庫補助による政策年金としての有利性などの効果を薄めずに、担い手を確保していくという政策的な整合性を図る観点から、加入当初の5年間に限り、現行の納付下限額を引き下げることが可能であり、また、必要であると考える。

① 新規就農者など経営の安定が当面見込めない40歳未満の者については、

加入当初の5年間に限り、納付下限額を特例的に1万円とした場合でも、25年加入の標準ケースで必要な年金額が設定されていることから、加入当初の保険料が低くても、必要な年金水準の確保が可能である。

- ② 20年加入要件を満たせずに、政策支援を受けられなかった40歳以上の者については、青年就農給付金（経営開始型）の支給対象となる年齢等を考慮し、担い手を確保するという政策的な整合性を図る観点から、45歳までの間に限り、特例的に納付下限額を1万円とする措置も必要である。

2. 政策支援対象者への直系卑属（後継者）の配偶者の追加

（法第45条関係）

女性農業者の担い手としての位置づけを強化するとともに、女性農業者の経済的地位の向上を図るという観点から、認定農業者で青色申告者である経営主と家族経営協定を締結している直系卑属の後継者の配偶者を保険料の国庫補助の対象者に追加する。

(1) 現行の政策支援対象者

認定農業者で青色申告者である経営主と家族経営協定を締結し、農業経営に参画している者で、保険料の国庫補助の対象となる者は、当該経営主と家族経営協定を締結している配偶者および直系卑属である後継者であり、当該後継者の配偶者は対象となっていない。

(2) 政策支援対象者への直系卑属（後継者）の配偶者の追加の必要性

認定農業者制度においては、収益の配分と経営方針決定への参画が明確にされている家族経営協定が結ばれていること等を要件として、後継者の配偶者も認定農業者になれる。また、「第3次男女共同参画基本計画」（平成22年12月・閣議決定）は、農林水産業や農山漁村における女性の経済的地位の向上を目指している。

認定農業者で青色申告者である経営主と家族経営協定を締結している直系卑属の後継者の配偶者を保険料の国庫補助の対象者に追加することは、認定農業者制度や男女共同参画基本計画との政策的な整合性・方向性の一致を図る観点からも必要であると考ええる。

3. 裁定前に死亡した場合の死亡一時金の納付済み保険料総額の支給

(法第38条関係)

裁定前に死亡した場合、納付した保険料の総額を死亡一時金として支給する。なお、農業者老齢年金が裁定されて受給権者となり、80歳前に死亡した場合には、現行のとおりとする。

(1) 現行の死亡一時金

死亡した翌月から80歳到達月までに支給されるはずであった農業者老齢年金の総額を基礎として、予定利率による複利現価法によって算定される額とされている。

(2) 納付済み保険料総額の支給の必要性

被保険者および待期者の場合には、納付した保険料の額に比較して死亡一時金の額が大きく下回る事例もあることから、資産残高を死亡一時金として受け取れる確定拠出年金とを比較した上で、裁定前に死亡した場合、納付した保険料の総額を死亡一時金として支給する仕組みを設ける必要があると考える。

4. 国民年金に任意加入する期間の農業者年金への任意加入

(新設)

60歳から65歳までの間で、国民年金に任意加入する期間に限り、農業者年金に任意加入できるようにする。

(1) 加入資格の喪失と国民年金の任意加入制度

農業者年金は、60歳に達すると加入資格を喪失するが、国民年金は60歳から65歳までの間、加入期間が満期40年に達するまでを限度として任意加入できる制度がある。国民年金基金においても、平成23年度の制度改正により、60歳から65歳までの間、国民年金に任意加入する期間に限り、任意加入できるよう措置された（平成23年8月10日の公布日から2年以内に施行）。

(2) 国民年金に任意加入する期間の農業者年金への任意加入の必要性

国民年金基金と同様に、国民年金の上乗せ年金である農業者年金も、年金額の充実を図る観点から、60歳から65歳まで、国民年金に任意加入する期間に限り、農業者年金に任意加入できるようにする必要がある。

5. 承認申請書を提出した時点での青色申告者としての認定

(政令第14条関係)

認定農業者が「青色申告承認申請書」を提出した時点で、政策支援区分1の要件を満たしたものとする。

(1) 青色申告の承認申請

認定農業者が政策支援区分1の「認定農業者で青色申告者」の適用を受け、保険料の国庫補助を受けようとする場合、3月15日までに、所轄税務署長に「青色申告承認申請書」を提出し、12月31日までに承認または却下の処分がなかったときは、同日にその承認があったとみなされる。

このため、12月31日までに、承認または却下の処分がない場合には、同日が経過するまでは、保険料の国庫補助を受けるための「認定農業者で青色申告者」の要件を満たすことができず、同区分1に該当する者として保険料の国庫補助を受けることができない。

(2) 承認申請書の提出時点での青色申告者としての認定の必要性

青色申告の承認申請をする認定農業者は、その段階で簿記記帳を行っていることから、政策支援を受けやすい魅力ある年金として担い手の加入を確保する観点からも、認定農業者が「青色申告承認申請書」を提出した時点で、政策支援区分1の要件を満たしたものとして取り扱うことは可能であり、かつ、必要であると考え（青色申告の承認申請を却下の処分がなされた場合には、遡及して政策支援区分1に該当する者ではなかったこととする規定等を設ける）。

(別紙 3)

農業者年金に関する有識者会議 委員名簿

平成24年11月30日現在・敬称略

高 木 賢 弁護士

伊 藤 健 一 前 独立行政法人農業者年金基金 理事長

川 手 督 也 日本大学 教授

入来院重宏 社会保険労務士・キリン社会保険労務士事務所 所長

内 山 智 裕 三重大学 准教授

農業者年金検討会 委員名簿

平成24年11月30日現在・敬称略

北海道 佐久間 亨 北海道農業会議事務局次長

東 北 佐 藤 雄 一 宮城県農業会議総務部長

関 東 小野瀬浩司 茨城県農業会議業務部長

東 海 松 浦 勇 生 岐阜県農業会議農地・経営課主事

北信越 森 住 浩 光 長野県農業会議担い手・経営・年金部次長

近 畿 山 脇 英 人 奈良県農業会議主査

中 国 野 津 徹 島根県農業会議業務課長

四 国 毛 利 真 也 愛媛県農業会議事務局次長

九 州 内 藤 健 一 長崎県農業会議課長補佐



24長農会議第210号
平成24年12月19日

長野県農政部農業政策課長 様

長野県農業会議
会長 石田 治一郎

農地法第4条及び第5条の規定による意見諮問に関する
議案の記載について（要望）

当会議の業務推進につきましては、日頃から格別なるご配意を賜り厚くお礼を申し上げます。

去る12月17日に開催しました常任会議員会議において、今年度申請件数が増加している太陽光発電施設の転用案件について、施設面積が適正であるか判断するため、議案書に太陽光発電施設の規模のわかる表示を統一して記載する旨、長野県に要望することを決定しました。

つきましては、適正な農地行政を執行するため、下記事項が実施されるよう要望いたします。

記

1 要望事項

- (1) 太陽光発電設備の施設に伴う案件については、不必要な農地転用を防ぐため、農地法第4条第3項及び農地法第5条第3項の規定による意見諮問に係る議案書の備考欄に発電量あるいはパネル設置面積など規模のわかる表示を全県統一して記載すること。
- (2) 審議の参考とするため、当該施設の発電量など、適正な規模の発電施設であるかの判断目安となる必要な情報を当会議へ提供すること。

長野県農業会議農政・農地部
(部長) 吉田新一 (担当) 塩入成子
TEL 026-235-0802
FAX 026-235-2454
e-mail 24shioir@nca.or.jp



24 農政第 428 号

平成 24 年 (2012 年) 12 月 21 日



地方事務所農政課長 様

農政部農業政策課長

農地法第 4 条及び第 5 条の規定による意見諮問に関する
議案書の記載について (通知)

このことについて、別添 (写し) のとおり長野県農業会議会長から要望がありました。

つきましては、農業会議へ諮問する農地転用許可に係る議案書の作成にあたっては、下記について御留意いただくようお願いします。

なお、権限移譲市町村農業委員会へは別途通知済です。

記

- ・太陽光発電施設に関する案件については、議案書のその他欄に発電出力を記載する。(別添記載例のとおり)

なお、転用面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は許可できません (農地法施行規則第 47 条第 4 項) ので、審査にあたっては、必要最小限の転用面積となっているか御留意ください。

担 当 : 農業政策課農地調整係

高田幸生 (課長) 谷津勇人 (担当)

電 話 : 026-235-7214 (直通)

行政無線 : 8-231-3021

F A X : 026-235-7393

e-mail : yatsu-hayato@pref.nagano.lg.jp

番号	所在地 以下筆数	地目		農地面積 m ²	農地区分の根拠	申請事由			申請人 (職業)	意見 農地 農委 農区 農県	備考		
		登記簿	現況			施設	事由	棟数			面積 m ²	関係事項	その他
1	〇〇町 〇〇 〇〇 1111	田	畑	1000	2	太陽光発電施設	新設	1000	〇〇〇〇 (農業)	可	用途地域等 調整了 開発 一時転用 砂利 条件付 農用地 変更	発電出力 44kw	
その他の農地(消極的2種)													
法4-2-2(位置的代替性がない場合)													

計 1 件 1000 m² (畑 1000 m²)

特定遺贈による農地の権利移動について

平成25年1月15日 長野県農業会議

1 経 過

特定遺贈による農地等の権利移動については、これまで農地法第3条1項の許可を必要としていたが、本年10月26日の大阪高等裁判所での判決の趣旨を踏まえ、12月14日付けで農地法施行規則第15条第5号を改正し、農地法第3条第1項の権利移動制限の例外となった。

（参考）（1）訴訟の概要 故人から農地の遺贈を受けた相続人（原告）が、農業委員会の許可を受けることなく、遺贈農地の所有権移転登記を申請した。

しかしながら、行政庁は農地法所定の許可書の添付がないことを理由に登記申請を却下したことから、その取消しを求める訴訟がなされた。

（2）判 決 「包括遺贈」については、農地法第3条1項の許可を要しないとされているところであるが、個々の財産についてみれば、相続財産全部の「包括遺贈」であっても、「特定遺贈」であっても、その性質を異とするものではない。包括遺贈の場合と特定遺贈の場合とで農地法第3条1項の許可の要否につき取扱いを異にすることには、合理的な根拠を欠く。

従って、相続人への「特定遺贈」による農地の権利移動について、農地法第3条第1項の許可は要しないとする事が相当である。

2 改正内容

根拠法令等	内 容
農地法施行規則 第15条の5	農業委員会における農地法第3条第1項の許可の例外として、これまでの包括遺贈に加え <u>相続人に対する特定遺贈</u> も含め、許可不要。
農地法関係事務 による処理基準 第5（1）	施行規則第15条第5号の改正に伴い、農地法第3条の3第1項により、権利取得の届出をしなければならない農地として、これまでの遺産分割、包括遺贈に加え <u>相続人に対する特定遺贈</u> も含まれた。

3 法務省民事局長通知に基づく不動産登記事務の取扱いについて

- ① 相続人を受遺者とする農地等の特定遺贈による所有権移転登記の添付情報として、農業委員会の許可書の提供は必要ない。
- ② 登記原因の日付は、当該農地の特定遺贈の効力の生じた日とする。

※用語説明

遺贈とは、遺言により財産を無償で譲ること（民法964条）。

遺産の全部又は抽象的割合を示している「包括遺贈」と遺産の中で目的物を特定してする「特定遺贈」がある。

農地利用状況調査について

平成 25 年 1 月 15 日 長野県農業会議

1 農地利用状況調査（所管：農水省経営局）

平成 21 年の農地法改正に伴い遊休農地の発生を防止するため、農地法 30 条第 1 項の規定により、市町村農業委員会に毎年 1 回、その区域内にある全ての農地の利用状況調査が義務付けられた。

さらに、農業委員会は調査の結果、遊休農地の所有者に対し①意向確認②指導③通知④勧告といった、遊休農地を是正する手続きを一貫して行うことも義務付けられた。

(1) 調査内容

農地基本台帳の農地を対象に現地調査を行い、利用が劣っている農地を、第 1 号農地〔現に耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地(緑・黄)〕と第 2 号農地〔農業利用の程度が周辺の農地利用に比べ著しく劣っている農地(低利用)〕に区分し、調査後は農地法に基づき是正手続きを行う。

(2) 調査結果

- ①全国・長野県とも、遊休化している 1 号農地は減少し、低利用の 2 号農地が増えているが、是正手続きが必要な合計面積は減少傾向にある。
- ②長野県は 1 号農地が全国 3 位、2 号農地が全国 1 位と、調査が始まってから、農地利用が劣り是正手続きが必要な合計面積は 2 年連続全国 1 位。(2 位千葉、3 位鹿児島)
- ③是正手続きの「指導・通知・勧告」の実施件数は全国で大幅に増え、長野県も増加しているが、長野県は指導・通知(勧告なし) あわせ 3,579 件で全国 15 位。(1 位愛知)

(単位:ha)

区分		利用が劣り是正手続きを要する農地				遊休農地是正手続き件数		
		1号	2号	合計	増減	指導	通知	勧告
H22 年	全国	148,029	8,881	156,910	-	6,442	2	2
	長野	10,795	525	11,320	-	79	0	0
H23 年	全国	137,767	11,280	149,048	△7,862	21,620	368	1
	長野	8,581	1,780	10,361	△959	433	3	0

2 農地利用状況調査以外の遊休農地に関する調査

(1) 耕作放棄地全体調査(所管：農水省農村振興局)

耕作放棄地の状況把握のため、平成 20 年度から 1 筆ごとの毎年調査を、市町村と農業委員会が連携して行い、平成 32 年度まで実施する。但し、H23 年からは利用状況調査と一体的な実施に改正。

①調査内容

農地基本台帳にある農地を対象に、現況で耕作できない耕作放棄地を〔再生利用すべき(可能)な耕作放棄地(緑・黄)〕と〔再生利用が困難な耕作放棄地(赤)〕に区分し、再利用困難な赤の農地については、農業委員会に非農地判断が求められる調査。

②調査結果

- ア 全国・長野県とも、調査開始 H20 年から毎年増加していた耕作放棄地が、H23 年に初めて減少に転じた。
- イ 長野県は「再生利用困難な農地(赤)」が微増傾向で、調査開始から 4 年連続全国 2 位(1 位鹿児島)。但し、解消面積は毎年増加し全国 5 位。(1 位北海道)

- ウ 農林業センサスの耕作放棄地調査と、混同され、国民に分かりにくいため、国は「耕作放棄地全体調査」の耕作放棄地の呼称を廃止し、平成23年集計から「荒廃農地調査」に改正。（荒廃農地の定義は別紙参照）

(単位:ha)

区分		耕作放棄地(荒廃農地)(対前年比%)			解消面積
			再生可能(緑・黄)	再生困難(赤)	
H21 年	全国	287,000(+1%)	151,000(+1%)	137,000(+1%)	6,000
	長野	15,566(+3%)	8,725(+2%)	6,841(+3%)	258
H22 年	全国	292,000(+2%)	148,000(-2%)	144,000(+5%)	10,000
	長野	16,834(+8%)	9,801(+12%)	7,033(+3%)	393
H23 年	全国	278,000(-5%)	148,000(0%)	130,000(-10%)	12,000
	長野	15,708(-7%)	8,581(-13%)	7,127(+1%)	580

※全国データは推計値、長野県は実績値

(2) 農林業センサスの耕作放棄地調査(所管:農水省大臣官房統計部)

農林行政を推進するため、5年ごとに農林業を営んでいる全ての農家等に調査票を配布し、自己記帳を行うアンケート方式の調査。

①調査内容

センサスでの耕作放棄地調査は「過去1年間以上作付をしていない土地で、数年間に再び作付する考えのない土地(原野化しているものは含めない)」として定義し、農家の自己申告を集計。

※現に耕作可能で復旧措置が必要でないが、農家の耕作意思がない不作付の土地を、耕作放棄地として集計するため、復旧措置が必要な農地を集計する「耕作放棄地(荒廃農地)全体調査」より面積が大きい。

②調査結果

ア 全国の耕作放棄地面積、耕作放棄地率は依然増加傾向。

イ 長野県は増加幅が全国に比べ鈍化したものの、面積で全国5位(1位福島)、耕作放棄地率で全国10位(1位長崎)

(単位:ha)

区分	全国		長野県	
	耕作放棄地 (前年%)	耕作放棄地率 (%)	耕作放棄地 (前年%)	耕作放棄地率 (%)
2000 年	342,789(ND)	8.2	15,604(ND)	14.9
2005 年	385,791(+13%)	9.7	17,094(+10%)	17.5
2010 年	395,981(+3%)	10.6	17,146(+0.3%)	18.7

3 今後の対応

- (1) 国は、遊休農地の増加を踏まえ、遊休農地制度を強化するため、H25年度市町村農業委員会交付金を遊休農地率に応じて減額する評価制度の導入を決定した。このため市町村農業委員会は、農地法に基づく遊休農地制度の適切な執行により一層努める。

なお、長野県は全国に比べ高齢化が進み、中山間の条件不利地域であり、遊休農地が生じやすい状況にあることから、交付金評価制度に地域実情を考慮する改正を求める。

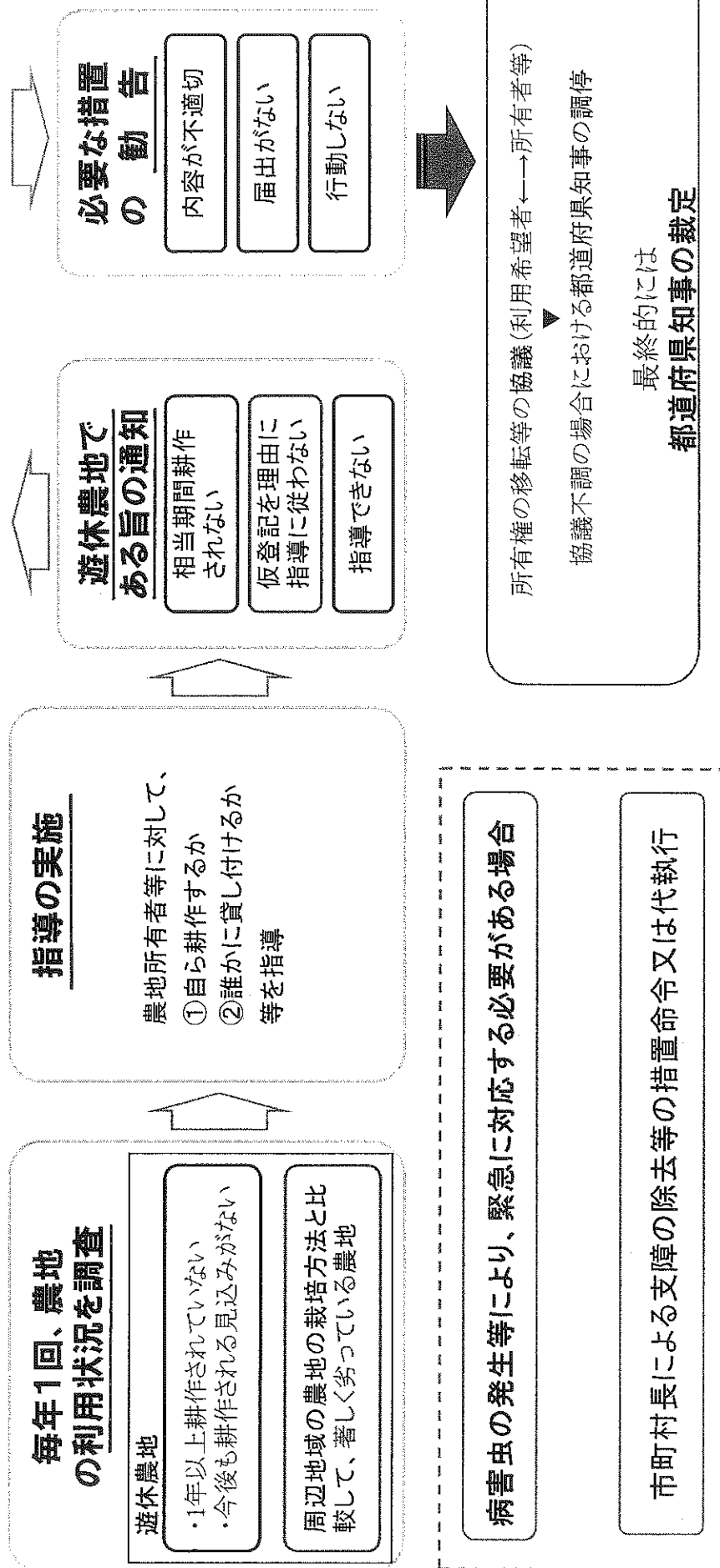
- (2) 与党自民党は「平成の農地改革」を公約に掲げ、担い手への農地集積、遊休農地の解消による農地のフル活用を推進することとしているため、これらの農地制度の執行に必要な予算措置が十分確保されるよう要請する。

- (3) 遊休農地調査が複数あり、複雑で国民に分かりにくく、かつ、市町村農業委員会の過重負担となっているため、調査の簡素化と経費に関する予算拡充を要請する。

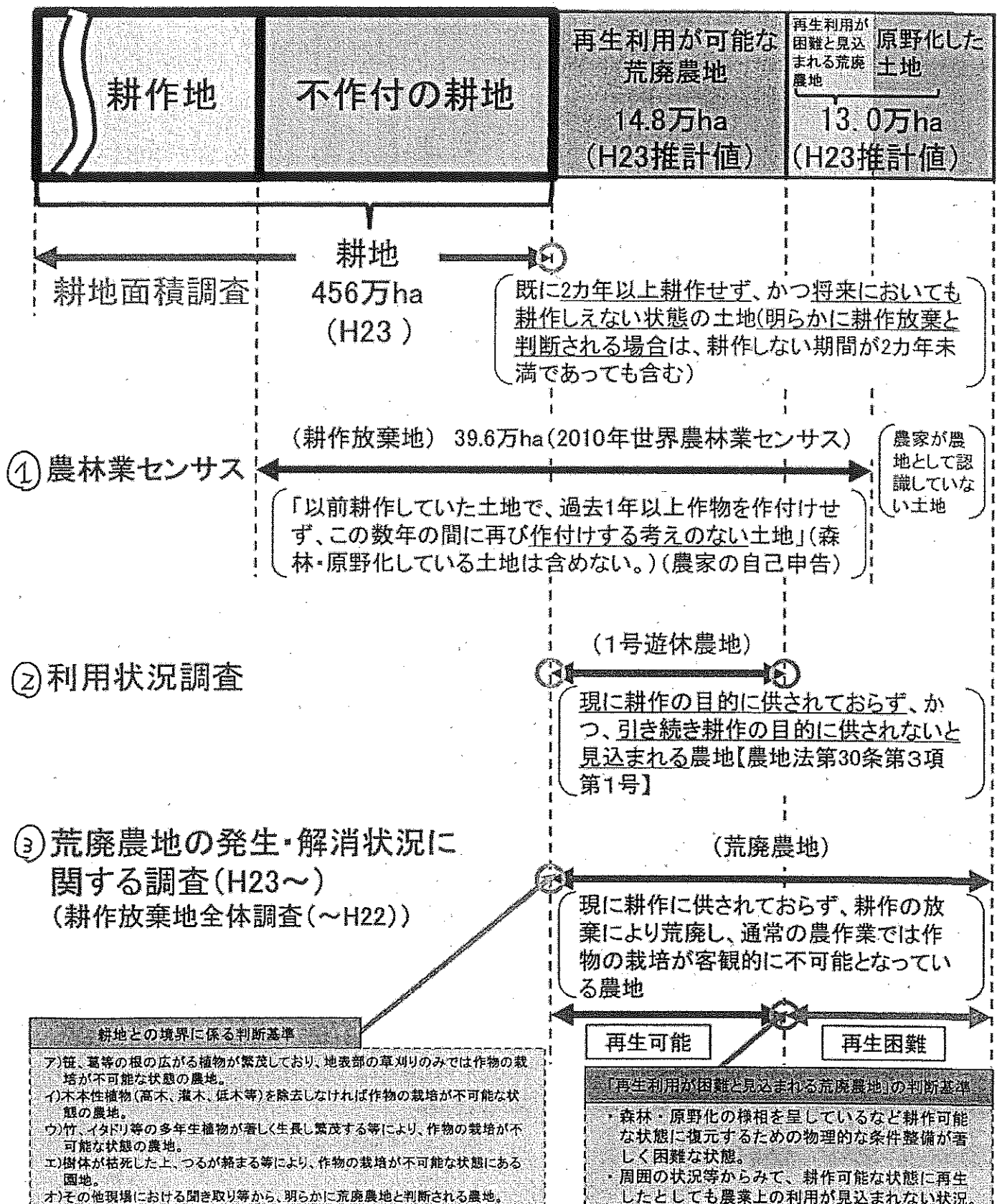
遊休農地対策

- これまで市町村の判断に基づき行っていた遊休農地対策を改め、市街化区域の農地も含めた全ての遊休農地に対象を拡大。
- 遊休農地の所有者等に対する指導、通知、勧告といった手続きを農業委員会が一貫して実施。所有者が分からないう遊休農地についても知事の裁定で公社等が利用できるよう措置。

所有者等による利用計画の届出



荒廃農地に係る各種調査の関係



経営局農地政策課

農地の利用状況調査の結果について（平成 23 年）

農地法第30条に基づいて平成23年に農業委員会が実施した農地の利用状況調査の結果は次のとおり。

【法第30条第3項「第1号」の農地】

現に耕作されておらず、かつ、引き

続き耕作されないと見込まれる農地・・・ 137,767 ha

【法第30条第3項「第2号」の農地】

利用の程度が周辺の地域の農地に比

べ著しく劣っている農地・・・・・・・・・・ 11,281 ha

合 計・・・・・・・・・・・・・・・・ 149,048 ha

農地の利用状況調査結果(平成23年)

(単位:件、ha)

都道府県名	第1号	第2号	合計
北海道	2,927	111	3,038
青森県	5,465	79	5,544
岩手県	4,991	126	5,117
宮城県	1,685	213	1,898
秋田県	486	21	507
山形県	1,740	204	1,944
福島県	6,532	363	6,895
茨城県	8,000	311	8,311
栃木県	2,240	156	2,396
群馬県	4,210	557	4,766
埼玉県	2,607	113	2,720
千葉県	9,990	297	10,287
東京都	753	21	774
神奈川県	826	200	1,025
山梨県	2,649	2	2,651
長野県	8,581	1,780	10,361
静岡県	3,934	21	3,956
新潟県	974	96	1,070
富山県	174	1	174
石川県	1,255	221	1,476
福井県	439	98	537
岐阜県	749	25	774
愛知県	3,383	1,312	4,695
三重県	3,211	32	3,242
滋賀県	648	5	653
京都府	614	49	663
大阪府	291	22	313
兵庫県	1,207	318	1,526
奈良県	875	74	950
和歌山県	1,207	104	1,311
鳥取県	1,126	9	1,135
島根県	1,476	458	1,934
岡山県	4,913	160	5,074
広島県	3,079	250	3,329
山口県	3,056	128	3,184
徳島県	1,336	73	1,409
香川県	1,797	32	1,829
愛媛県	4,636	1	4,637
高知県	780	183	963
福岡県	2,539	168	2,707
佐賀県	3,604	251	3,855
長崎県	5,973	435	6,407
熊本県	4,970	983	5,953
大分県	2,968	422	3,390
宮崎県	1,875	72	1,947
鹿児島県	8,985	536	9,521
沖縄県	2,010	191	2,201
全国	137,767	11,280	149,048

遊休農地に関する措置の実績(平成23年)

(改正農地法)

(単位:件、ha)

都道府県名	指導		通知		勧告	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積
北海道	1,885	1,827.5	15	22.8	0	0.0
青森県	4,488	1,282.5	3	2.5	2	1.4
岩手県	3,060	1,002.8	0	0.0	0	0.0
宮城県	3,026	741.3	0	0.0	0	0.0
秋田県	454	252.2	301	60.6	0	0.0
山形県	2,853	365.5	100	3.7	0	0.0
福島県	2,506	465.5	5	2.6	0	0.0
茨城県	5,303	1,056.6	0	0.0	0	0.0
栃木県	3,700	610.4	0	0.0	0	0.0
群馬県	2,875	599.0	0	0.0	0	0.0
埼玉県	3,220	357.8	0	0.0	0	0.0
千葉県	3,153	389.1	0	0.0	0	0.0
東京都	1,719	39.8	1	0.2	0	0.0
神奈川県	1,535	129.7	0	0.0	0	0.0
山梨県	3,889	334.6	0	0.0	0	0.0
長野県	3,569	433.4	10	2.5	0	0.0
静岡県	3	0.4	0	0.0	0	0.0
新潟県	466	84.0	470	42.0	0	0.0
富山県	232	27.6	0	0.0	0	0.0
石川県	676	75.1	0	0.0	0	0.0
福井県	1,530	115.3	0	0.0	0	0.0
岐阜県	1,400	108.3	6	0.6	0	0.0
愛知県	11,382	1,026.7	0	0.0	0	0.0
三重県	5,749	654.9	0	0.0	0	0.0
滋賀県	135	23.5	0	0.0	0	0.0
京都府	789	158.8	0	0.0	0	0.0
大阪府	1,108	98.1	58	5.6	0	0.0
兵庫県	4,933	461.8	0	0.0	0	0.0
奈良県	11,861	715.1	0	0.0	0	0.0
和歌山県	2,866	638.3	0	0.0	0	0.0
鳥取県	1,200	125.5	0	0.0	0	0.0
島根県	2,268	393.7	0	0.0	0	0.0
岡山県	2,601	621.5	0	0.0	0	0.0
広島県	476	54.1	0	0.0	0	0.0
山口県	1,618	137.1	0	0.0	0	0.0
徳島県	2,647	279.9	0	0.0	0	0.0
香川県	715	60.4	0	0.0	0	0.0
愛媛県	2,705	463.7	0	0.0	0	0.0
高知県	513	61.6	1	0.3	0	0.0
福岡県	4,488	791.0	150	27.5	0	0.0
佐賀県	2,352	203.7	0	0.0	0	0.0
長崎県	3,157	1,071.6	0	0.0	0	0.0
熊本県	4,331	883.7	1,098	159.4	0	0.0
大分県	3,993	277.4	0	0.0	0	0.0
宮崎県	3,807	806.0	94	18.3	0	0.0
鹿児島県	8,091	722.7	21	6.0	0	0.0
沖縄県	4,620	590.9	236	13.5	0	0.0
全国	139,947	21,620.0	2,569	368.1	2	1.4

※ 平成23年1月1日から平成23年12月末までの実績である。

「平成23年の荒廃農地に関する調査の結果」について

農林水産省は、「平成 23 年の荒廃農地に関する調査の結果」について取りまとめました。

1. 調査概要

本調査は、荒廃農地に該当する農地を把握し、再生利用が可能な荒廃農地の現状や再生利用の取組状況等を把握するためのものです。

- (1) 調査期間：平成 23 年 1 月から 12 月まで
- (2) 調査対象：荒廃農地（現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地）
- (3) 調査方法：
 - (ア)市町村及び農業委員会が現地調査等により荒廃農地に該当する農地を把握し、「再生利用が可能な荒廃農地」と「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」に区分。
 - (イ)前年の調査において把握された荒廃農地の再生状況等を確認。

2. 調査結果

- (1) 平成 23 年の調査を行った 1,701 市町村のうち、1,286 市町村において全ての対象農地について調査が実施されました。
- (2) その結果を基に、荒廃農地は全国で約 27.8 万 ha（このうち「再生利用が可能な荒廃農地」は約 14.8 万 ha、「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」は約 13.0 万 ha）と推計しました。

3. その他

「平成 23 年の荒廃農地に関する調査の結果」については、次の URL でも御覧になれます。

URL:<http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/index.html>

<添付資料>

- ・ 資料 1：荒廃農地の面積（全国推計値）
- ・ 資料 2：平成 23 年都道府県別集計結果（実績値）

(資料1)

荒廃農地の面積(全国推計値)

(単位: 万ha)

	荒廃農地 面積計	再生利用が可 能な荒廃農地	再生利用が困 難と見込まれ る荒廃農地	再生利用 された面積
平成20年	28.4	14.9	13.5	—
平成21年	28.7	15.1	13.7	0.6
平成22年	29.2	14.8	14.4	1.0
平成23年	27.8	14.8	13.0	1.2

注：1 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

2 「荒廃農地」とは、「現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」。

3 「再生利用が可能な荒廃農地」とは、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」。

4 「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」とは、「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地」。

5 推計値の算出方法は以下のとおり（被災市町村等を除く）。

$$\left[\begin{array}{c} \text{荒廃農地の全国の面} \\ \text{積} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{全域を調査した1,286} \\ \text{市町村の荒廃農地の} \\ \text{面積} \end{array} \right] \times \frac{\left[\begin{array}{c} \text{H22農林業センサスの耕作放棄地の全国面積} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{全域を調査した1,286市町村のH22農林業セン} \\ \text{サスの耕作放棄地の合計面積} \end{array} \right]}$$

※ 平成22年の調査は、平成23年の調査と比べて調査期間が異なること（平成22年の調査期間は平成22年4月から翌年3月）、東日本大震災で被災した16市町村等を含めて推計を行っていることから、平成23年の調査結果との単純な比較はできない。

平成23年 都道府県別集計結果(実績値)

(単位:ha)

都道府県名	荒廃農地 面積計	再生利用が可能な荒 廃農地		再生利用された 面積
		再生利用が可能な荒 廃農地	再生利用が困難と見 込まれる荒廃農地	
北海道	5,779	2,928	2,852	736
青森	6,981	5,466	1,515	554
岩手	6,046	4,910	1,136	272
宮城	2,607	1,681	926	102
秋田	501	486	16	225
山形	2,802	1,740	1,062	130
福島	11,378	6,535	4,844	217
茨城	9,428	8,000	1,427	441
栃木	2,432	2,240	192	373
群馬	7,770	4,210	3,561	419
埼玉	3,585	2,607	977	383
千葉	11,514	9,990	1,523	466
東京	774	753	21	33
神奈川	840	840	0	185
山梨	5,151	2,649	2,502	252
長野	15,708	8,581	7,127	580
新潟	5,167	3,935	1,232	614
富山	3,202	973	2,228	76
石川	320	174	147	29
福井	5,899	1,255	4,644	293
岐阜	1,299	439	860	113
愛知	1,806	730	1,076	222
三重	5,988	3,384	2,604	614
滋賀	4,131	3,170	961	13
京都	1,648	648	1,000	68
大阪	2,157	617	1,540	150
兵庫	892	268	624	43
奈良	2,192	1,206	986	178
和歌山	1,244	874	370	215
鳥取	1,878	1,207	671	71
島根	1,131	1,044	87	114
岡山	5,771	1,476	4,295	198
広島	11,922	4,913	7,008	273
山口	5,384	3,185	2,199	134
徳島	7,468	3,045	4,423	127
香川	2,471	1,283	1,188	90
愛媛	5,599	1,797	3,802	129
高知	12,955	4,636	8,319	226
福岡	2,015	780	1,234	100
佐賀	4,960	2,538	2,422	258
長崎	4,499	3,604	894	158
熊本	14,135	5,973	8,162	683
大分	9,192	4,970	4,222	305
宮崎	8,245	2,968	5,277	221
鹿児島	2,858	1,875	983	379
沖縄	18,611	8,985	9,626	400
全 国	251,317	137,579	113,739	12,153

注1: 本表の数値は、実績値(東日本大震災で被災した16市町村等を除く)であることから全国推計値とは一致しない。

注2: 「荒廃農地面積」等の定義については、荒廃農地の面積(全国推計値)を参照。

注3: 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

(財)長野県農業開発公社の平成25年度以降の事務処理等について

H25.1.15

財団法人長野県農業開発公社

財団法人長野県農業開発公社と市町村農業委員会との業務委託について

(考え方)

1. 平成20年12月に施行された新公益法人制度により、平成25年11月までに公社は公益法人認定を申請する予定となっている。
2. 公益法人認定のため、現在の公社会計の見直しをしている。その中で農地保有合理化事業実績に基づき地域農地保有合理化センターを經由して、市町村農業委員会に交付金については、交付先が公会計でない協議会等の私会計が見られた。
3. 当該交付金については
 - ①農業委員会に対し、適正に交付をすること
 - ②市町村及び農業委員会が交付される意義、金額を認識することの2点を主眼に交付の方法を検討した。
4. 財団法人長野県農業開発公社農地保有合理化事業規程第4条第3項の「農地保有合理化事業の一部業務を市町村等に委託できる」により、市町村農業委員会と業務委託契約を締結し、契約書により委託費を支払うことで公明性を確保し、支出を行うものとする。

(委託業務の内容)

1. 委託業務の内容は、現在売買の際に公社支所が農業委員会に対して依頼している業務とし、新たな業務は委託しない。また、以下の委託業務のうち支所が依頼した業務とする。
 - (1)農家台帳・世帯主調査票の(情報)提供
 - (2)位置図・農地集積図の(情報)提供
 - (3)現地調査への協力
 - (4)各種証明等(登録免許税軽減証明、認定農業者認定計画書(写)、地方税法第422条の3の通知書)の発行・発行協力
 - (5)売買相手方の選定協力
 - (6)農地売買価格情報提供
 - (7)公社買入嘱託登記

(契約方法)

1. 基本的に県内全市町村又は全農業委員会と契約し、双方が合意した場合は、自動更新できるものとする。

(契約金額)

1. 委託契約締結年度前の3月から契約締結年度2月までの公社買入実績に基づき契約締結年度の3月に支払う。
2. 委託費の算定は、買入実績があった市町村に対し一律5千円、公社買入1件1千円、公社買入嘱託登記1件2千円並びに広報誌掲載1回5千円（2回目以降は買入実績があること）により積算する。ただし、平成25年度の取扱い案件に特別な事情がある場合は、理事長の裁量で加算できるものとする。

(概算額)

1. 予算概算
 - i. 1市町村あたり公社買入実績平均8件で
 $5 \text{ 千円} + 3 \text{ 千円} \times 8 \text{ 件} = 29 \text{ 千円}$
 - ii. 1回PRすると5千円（2回目以降は買入実績があること）
- 合計 34 千円

(スケジュール)

1. 平成24年12月 市町村農業委員会予算要求
2. 平成25年2月・3月 業務委託契約書（案）の送付
3. 平成25年4月 業務委託契約締結

(その他)

1. 公社支所も参加する農業委員会等の研修等の会場費やお茶等について公社が負担できるものは、参加者の名簿を添付して公社に請求し、公社が負担するものとする。

財団法人長野県農業開発公社農地保有合理化事業等業務委託契約書（案）

財団法人長野県農業開発公社理事長萩原正明（以下「甲」という。）は、甲の業務の一部を農地保有合理化事業等業務委託実施要領に基づき、〇〇農業委員会会長〇〇（以下「乙」という。）に委託することにつき、乙との間に、次のとおり契約を締結する。

（実施する委託業務）

第1条 甲は、農地保有合理化事業等に関する業務のうち、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の全部又は一部を委託するものとする。

- (1)農家台帳・世帯主調査票の（情報）提供
- (2)位置図・農地集積図の（情報）提供
- (3)現地調査への協力
- (4)各種証明(登録免許税軽減証明、認定農業者認定計画書（写）、地方税法第422条の3の通知書)の発行・発行協力
- (5)売買相手方の選定協力
- (6)農地売買価格情報提供
- (7)公社買入嘱託登記

（委託費の額）

第2条 委託費の額は、次の各号の単価に基づき第3条で規定した期間内の実績に基づいて積算した額とする。

- (1)公社買入実績のあった市町村に対し、一律5千円
- (2)公社買入実績1件あたり1千円
- (3)公社買入にかかる嘱託登記1件あたり2千円
- (4)広報誌等への公社のPR掲載1件あたり5千円

2 平成25年度分について取扱い案件に特別な事情がある場合は、理事長の裁量で加算できるものとする。

(契約期間)

第3条 業務を委託する期間は、契約締結年度の前年度3月1日から契約締結年度2月末日までとし、甲、乙いずれからの異議がない限り自動更新できるものとする。

(委託費の支払い)

第4条 甲は、当該年度3月末日までに、契約期間内の実績に基づき積算した委託費を乙に支払うものとする。

(委託業務の中止)

第5条 乙は、やむを得ない事由により第3条の契約期間中に受託業務の遂行が困難になったときは、甲の承諾により本契約を解約することができるものとする。ただし、委託費を期間に応じて減額するものとする。

(疑義の決定)

第6条 この契約に関して疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、決定するものとする。
以上この契約の証として、契約書2通を作成し、記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成年月日

甲 住所 長野市大字南長野字幅下692番地の2
名称 財団法人長野県農業開発公社
理事長 萩 原 正 明 ㊟

乙 住所
名称 農業委員会
会長 ㊟

財団法人長野県農業開発公社農地保有合理化事業等業務委託契約書（案）

財団法人長野県農業開発公社理事長萩原正明（以下「甲」という。）は、甲の業務の一部を農地保有合理化事業等業務委託実施要領に基づき、〇〇市町村長〇〇（以下「乙」という。）に委託することにつき、乙との間に、次のとおり契約を締結する。

（実施する委託業務）

第1条 甲は、農地保有合理化事業等に関する業務のうち、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の全部又は一部を委託するものとする。

(1)農家台帳・世帯主調査票の（情報）提供

(2)位置図・農地集積図の（情報）提供

(3)現地調査への協力

(4)各種証明(登録免許税軽減証明、認定農業者認定計画書（写）、地方税法第422条の3の通知書)の発行・発行協力

(5)売買相手方の選定協力

(6)農地売買価格情報提供

(7)公社買入嘱託登記

（委託業務の執行）

第2条 乙における委託業務の執行は、原則として、乙の農業委員会が乙の協力を得て行うものとする。

（委託費の額）

第3条 委託費の額は、次の各号の単価に基づき第3条で規定した期間内の実績に基づいて積算した額とする。

(1)公社買入実績のあった市町村に対し、一律5千円

(2)公社買入実績1件あたり1千円

(3)公社買入にかかる嘱託登記1件あたり2千円

(4)広報誌等への公社のPR掲載1件あたり5千円

2 平成25年度分について取扱い案件に特別な事情がある場合は、理事長の裁量で加算できるものとする。

(契約期間)

第4条 業務を委託する期間は、契約締結年度の前年度3月1日から契約締結年度2月末日までとし、甲、乙いずれからの異議がない限り自動更新できるものとする。

(委託費の支払い)

第5条 甲は、当該年度3月末日までに、契約期間内の実績に基づき積算した委託費を乙に支払うものとする。

(委託業務の中止)

第6条 乙は、やむを得ない事由により第3条の契約期間中に受託業務の遂行が困難になったときは、甲の承諾により本契約を解約することができるものとする。ただし、委託費を期間に応じて減額するものとする。

(疑義の決定)

第7条 この契約に関して疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、決定するものとする。
以上この契約の証として、契約書2通を作成し、記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成年月日

甲 住所 長野市大字南長野字幅下692番地の2

名称 財団法人長野県農業開発公社

理事長 萩原正明 ㊟

乙 住所

名称 市町村

市町村長 ㊟

農業者年金 加入推進ニュース

長野県農業会議
平成 25 年度 1 月 15 日【No46】

1 月の新規加入暫定数字がまとまりました。

「10万人早期突破、新規加入者底上げ3カ年計画」（以下「新3カ年計画」）に基づく加入推進にご尽力いただき感謝申し上げます。

1 月の新規加入者（暫定値）15人、「新3カ年計画」加入者累計427人、県自主目標555人に対し、進捗率76.9%となり、目標達成に向けて県全体で128人（2月22日基金到着分までが実績）の新規加入をお願いします。

さて、加入推進部長はじめ各農業委員は、戸別訪問を中心とした加入推進活動をお願いしていますが、市町村によっては、加入対象者と時間帯が合わない、戸別訪問するのが厳しい等、加入推進活動が計画通り展開しない場合があるかと思えます。その場合、農業者年金勉強会等の各種会合を地区別に試みてはいかがでしょうか。

昨年度の加入推進事例では、多くの農業委員会で地区別に加入者・受給者及び農業従事者を対象とした各種会合を開催し、年金制度のみならず農業経営全般の情報交換になり、加入者・受給者の経験が話題となり、加入実績に結びついた事例が多く見受けられます。

目標を達成していない農業委員会では、加入資格があるにも関わらず「農業者年金を知らなかった」とならないよう、JA役職員・年金協議会と連携し「地区別の年金研修会」等を行い、「新3カ年計画」達成に向けた取り組みをお願いします。

H25年1月 新規加入実績

H24年度新規加入者ベスト10

「新3カ年計画」進捗率ベスト10

H25/01月暫定

市町村名	新規加入者数
小諸市	3
御代田町	1
上田市	3
箕輪町	1
飯田市	1
松本市	1
山形村	1
朝日村	1
池田町	1
長野市	1
飯山市	1
合 計	15

順位	市町村名	新規加入者数
1	川上村	11
2	朝日村	10
3	長野市	9
4	大町市	6
5	小諸市	5
5	中野市	5
5	飯山市	5
5	松川町	5
9	松本市	4
9	御代田町	4
9	山ノ内町	4
10	上田市	3
10	飯田市	3
10	塩尻市	3
10	安曇野市	3

順 位	市町村名	加入進捗状況			加入目標・実績						
		基礎的 農業従 事者	被保 険者	加入率	加入 目標	前月 累計	H25/ 1	実績 計	要加 入数	進捗率	目標達 成年月
		a	b	(b÷d)÷a	c			d	a-d		
1	朝日村	151	47	40.4%	4	13	1	14	△10	350.0%	H24/3
2	諏訪市	97	10	18.6%	3	8		8	△5	266.7%	H23/2
3	松川村	107	10	15.9%	3	7		7	△4	233.3%	H23/2
4	山ノ内町	501	168	39.5%	14	30		30	△16	214.3%	H23/3
5	南箕輪村	67	6	17.9%	3	6		6	△3	200.0%	H23/12
5	木祖村	15	10	80.0%	1	2		2	△1	200.0%	H24/4
7	小海町	145	33	27.6%	4	7		7	△3	175.0%	H24/1
8	軽井沢町	60	17	36.7%	3	5		5	△2	166.7%	H22/4
9	飯田市	823	168	24.4%	21	32	1	33	△12	157.1%	H23/6
10	立科町	164	22	17.1%	4	6		6	△2	150.0%	H23/3

◎既に本年度の県版PRチラシを送付しましたが、追加がありましたら、県農業会議までお申込み願います。

◎県農業会議では、農業者年金の研修会等で市町村を巡回しております。多くの農業委員・農業者を対象に研修会を開催される事をお願い申し上げます。

※平成 24 年度分新規加入申込書×切

※加入推進部長 活動報告書提出期限

平成 25 年 2 月 22 日（金）基金到着分まで

平成 25 年 3 月 1 日（金）県農業会議へ必着

農業者年金「10万人早期突破・新規加入者底上げ3カ年計画」市町村別加入推進状況

平成25年1月暫定

※目標達成	市町村名	加入進捗状況			加入目標・実績						※目標達成
		基幹的農業従事者	被保険者	加入率	加入目標	前月累計	平成25年1月	実績計	要加入数	進捗率	
		a	b	(b+d)/a	c			d	c-d		
24	小諸市	321	34	13.1%	8	5	3	8	0	100.0%	H25/1
23	佐久市	618	51	10.2%	12	12		12	0	100.0%	H24/3
23	小海町	145	33	27.6%	4	7		7	△3	175.0%	H24/1
	川上村	853	179	24.5%	39	30		30	9	76.9%	
22	南牧村	455	125	31.0%	12	16		16	△4	133.3%	H23/3
	南相木村	42	8	19.0%	3	0		0	3	0.0%	
	北相木村	19	4	31.6%	3	2		2	1	66.7%	
	佐久穂町	172	16	12.2%	8	5		5	3	62.5%	
22	軽井沢町	60	17	36.7%	3	5		5	△2	166.7%	H22/4
	御代田町	208	22	13.0%	10	4	1	5	5	50.0%	
22	立科町	164	22	17.1%	4	6		6	△2	150.0%	H23/3
	佐久支部	3,057	511	19.9%	106	92	4	96	21	90.6%	
23	上田市	481	108	25.8%	13	13	3	16	△3	123.1%	H24/2
23	東御市	270	26	11.9%	6	6		6	0	100.0%	H24/3
	青木村	28	11	46.4%	3	2		2	1	66.7%	
	長和町	57	6	10.5%	3	0		0	3	0.0%	
	上小支部	836	151	18.4%	25	21	3	24	1	96.0%	
22	岡谷市	29	3	24.1%	3	4		4	△1	133.3%	H23/2
22	諏訪市	97	10	18.6%	3	8		8	△5	266.7%	H23/2
	茅野市	242	18	9.9%	11	6		6	5	54.5%	
	下諏訪町	4	2	50.0%	2	0		0	2	0.0%	
	富士見町	137	24	19.0%	4	2		2	2	50.0%	
	原村	273	19	8.4%	7	4		4	3	57.1%	
	諏訪支部	782	76	12.8%	30	24	0	24	12	80.0%	
23	伊那市	254	50	22.8%	6	8		8	△2	133.3%	H24/3
23	駒ヶ根市	120	16	17.5%	4	5		5	△1	125.0%	H24/2
	辰野町	32	4	15.6%	3	1		1	2	33.3%	
	箕輪町	101	27	27.7%	3	0	1	1	2	33.3%	
22	飯島町	110	15	17.3%	3	4		4	△1	133.3%	H23/3
23	南箕輪村	67	6	17.9%	3	6		6	△3	200.0%	H23/12
	中川村	71	1	4.2%	3	2		2	1	66.7%	
	宮田村	38	8	26.3%	3	2		2	1	66.7%	
	上伊那支部	793	127	19.7%	29	28	1	29	6	103.6%	
23	飯田市	823	168	24.4%	21	32	1	33	△12	157.1%	H23/6
	松川町	404	52	15.6%	19	11		11	8	57.9%	
24	高森町	221	35	18.6%	6	6		6	0	100.0%	H24/7
	阿南町	46	14	30.4%	3	0		0	3	0.0%	
	阿智村	58	12	20.7%	5	0		0	5	0.0%	
	平谷村	2	0	0.0%	1	0		0	1	0.0%	
	根羽村	6	2	33.3%	1	0		0	1	0.0%	
	下條村	104	20	20.2%	6	1		1	5	16.7%	
	売木村	4	1	25.0%	1	0		0	1	0.0%	
	天龍村	5	0	0.0%	1	0		0	1	0.0%	
	泰阜村	16	1	6.3%	2	0		0	2	0.0%	
	喬木村	79	6	8.9%	4	1		1	3	25.0%	
	豊丘村	138	7	8.0%	6	4		4	2	66.7%	
	大鹿村	10	1	10.0%	3	0		0	3	0.0%	
	下伊那支部	1,916	319	19.6%	79	55	1	56	35	70.9%	

※目標達成	市町村名	加入進捗状況			加入目標・実績						※目標達成
		基幹的農業従事者	被保険者	加入率	加入目標	前月累計	平成25年1月	実績計	要加入数	進捗率	
		a	b	(b+d)/a	c			d	c-d		
	上松町	16	2	12.5%	3	0		0	3	0.0%	
	南木曽町	14	1	7.1%	3	0		0	3	0.0%	
24	木祖村	15	10	80.0%	1	2		2	△1	200.0%	H24/4
	王滝村	2	0	0.0%	1	0		0	1	0.0%	
	大桑村	13	1	7.7%	2	0		0	2	0.0%	
	木曽町	51	1	2.0%	4	0		0	4	0.0%	
	木曽支部	111	15	15.3%	14	2	0	2	13	14.3%	
23	松本市	1,264	156	15.3%	32	37	1	38	△6	118.8%	H24/3
	塩尻市	474	67	15.4%	12	6		6	6	50.0%	
	安曇野市	640	53	9.2%	13	6		6	7	46.2%	
	麻績村	32	0	0.0%	3	0		0	3	0.0%	
	生坂村	28	4	14.3%	3	0		0	3	0.0%	
	山形村	229	41	18.8%	6	1	1	2	4	33.3%	
23	朝日村	151	47	40.4%	4	13	1	14	△10	350.0%	H24/3
	筑北村	54	14	25.9%	3	0		0	3	0.0%	
	松本支部	2,872	382	15.6%	76	63	3	66	26	86.8%	
24	大町市	161	7	9.3%	6	8		8	△2	133.3%	H24/4
	池田町	44	4	11.4%	3	0	1	1	2	33.3%	
22	松川村	107	10	15.9%	3	7		7	△4	233.3%	H23/2
	白馬村	30	12	40.0%	3	0		0	3	0.0%	
	小谷村	23	3	13.0%	3	0		0	3	0.0%	
	北安曇支部	365	36	14.2%	18	15	1	16	8	88.9%	
	長野市	1,242	54	7.0%	48	32	1	33	15	68.8%	
	須坂市	586	36	7.0%	14	5		5	9	35.7%	
	千曲市	215	25	12.1%	5	1		1	4	20.0%	
24	坂城町	72	9	16.7%	3	3		3	0	100.0%	H24/10
	小布施町	291	29	11.0%	15	3		3	12	20.0%	
	高山村	135	8	7.4%	4	2		2	2	50.0%	
	信濃町	121	4	5.8%	5	3		3	2	60.0%	
	小川村	16	3	25.0%	3	1		1	2	33.3%	
	飯綱町	261	13	5.7%	7	2		2	5	28.6%	
	長野支部	2,939	181	8.0%	104	52	1	53	51	51.0%	
	中野市	1,221	136	12.0%	41	11		11	30	26.8%	
23	飯山市	403	57	18.1%	11	15	1	16	△5	145.5%	H23/12
22	山ノ内町	501	168	39.5%	14	30		30	△16	214.3%	H23/3
	木島平村	111	29	27.0%	3	1		1	2	33.3%	
	野沢温泉村	38	7	23.7%	3	2		2	1	66.7%	
	栄村	40	14	37.5%	3	1		1	2	33.3%	
	北信支部	2,314	411	20.4%	75	60	1	61	35	81.3%	
県計		15,985	2,209	16.5%	555	412	15	427	208		

※要加入者集計は△を除き加算

注

a=2010年農林業センサスの基幹的農業従事者20歳～59歳の推定値

b=平成22年3月末の被保険者数

加入率=(b+d)÷a×100

(単位:人)

新3カ年目標	実績	達成率	目標達成市町村	要加入者数
555	427	76.9%	24	128

22…平成22年度目標達成 8市町村

23…平成23年度目標達成 11市町村

24…平成24年度目標達成 5市町村

各ブロック別加入率平均

東信	19.1%	中信	15.1%
南信	17.3%	北信	14.2%
		平均	16.4%